

特定非営利活動法人 SAUDE WASADA SPORTS CLUB 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

- 1 この法人は、特定非営利活動法人 SAUDE WASADA SPORTS CLUB (サウージ ワサダ スポーツクラブ) という。
- 2 SAUDE とはポルトガル語で「健康、乾杯」の意があります。
WASADA とは「わさだ」に根ざした地域スポーツクラブを目指すという意があります。
エンブレムは輪郭を「亀」、中心には「鶴」をイメージし、長寿を願う意があります。(鶴は千年、亀は万年から)
- 3 特定非営利活動法人 SAUDE WASADA SPORTS CLUB は、NPO 法人 サウージ ワサダの名称で活動や広報することがある。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を大分県大分市大字田尻479番地に置く。

第3条(目的)

この法人は、子どもから高齢者、障がい者に至るまで、全県下にわたりフットサル、グラウンドゴルフ等のスポーツの楽しさ、素晴らしさを広めることを目的とする。

現在社会問題化されている、青少年の非行や不登校をなくす為、それに該当する子どもたちを受け入れ、心身の健全な発達をフットサルの体験をすることにより手助けしていく活動をする。又、グラウンドゴルフの大会を運営することにより地域高齢者の交流の場として発展させていく活動をする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スポーツ教室の開催
- (2) 高齢者や障害者への健康維持教室の開催
- (3) 地域の青少年と高齢者の親交を深める交流事業
- (4) その他この法人の目的達成するために必要な事業

第2章 会員

第6条 (種別)

この法人の会員は正会員をもって、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とし、正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

第7条 (入会)

- (1) 会員の入会について、特に条件は定めない。
- (2) 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- (3) 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- (4) 理事長は第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 (入会金及び会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名する

ことができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び職員

第12条 (種別及び定数)

- 1 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、又、2人以内の副理事長を置くことができる。

第13条 (選任等)

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第14条 (職務)

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 2 理事長以外の理事は法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第15条 (任期等)

- 1 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第16条 (欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第17条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第18条 (報酬等)

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第19条 (職員)

- 1 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 職員は理事長が任免する。

第4章 総会

第20条 (種別)

この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

第21条 (構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第22条 (権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

第 23 条 (開催)

- 1 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事が第 14 条第 5 項第 4 号の規定により招集したとき。

第 24 条 (招集)

- 1 総会は、理事長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 25 条 (議長)

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 26 条 (定足数)

総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

第 27 条 (議決)

- 1 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、

議事の緊急を要するもので出席した正会員の2分の1以上の同意が合った場合はこの限りではない。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

第28条（表決権等）

- 1 各正会員の表決権は平等のものとする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の場合における前2条及び次条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第29条（議事録）

- 1 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

第30条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第31条 (権能)

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条 (開催)

理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第33条 (招集)

- 1 理事会は理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条 (議長)

理事会の議長は、理事長が当たる。

第35条 (議決等)

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条 (表決権等)

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第37条 (議事録)

- 1 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第38条 (資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第39条 (資産の区分)

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

第40条 (資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第41条 (会計の原則)

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第42条 (会計の区分)

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

第43条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及び活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

- 1 前条の規定に関わらずやむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定及び使用）

- 1 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後に速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（臨機の設置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

この定款の変更は、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

第51条 (解散)

- 1 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条 (残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、解散総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人、又は地方公共団体に譲渡するものとする。

第53条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第54条 (公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第9章 雑則

第55条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	渡邊 昭文
副理事長	森 秀春
理事	清永 研治
理事	松本 和弥
監事	長 正之
- 3 設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	5,000 円
正会員会費	10,000 円(1年間分)

附 則

この定款は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年六月七日法律第七〇号)の公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。